

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|------------------------|-----|-------|---|---|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 財産の金額把握とその利用 | 総務部 | 総務管理課 | 愛媛県の財政が非常に厳しい現状で、将来さらなる厳しさが予想される中で、投下資本が具現している現在の資産について、これをいろいろな角度から見直すためにも、是非とも「どのような財産が、どの部課に、いくらあるのか(いくら投資されたのか)、そしてその資産価値は現在いくらであるか。」がわかる一覧情報の作成を制度化されることが肝要である。 | 公共資産・債務の適切な把握と管理を実現するため、現在、総務省が要請する「地方公会計制度改革」を本県において整備推進しており、全ての公共資産の把握と評価を段階的に行っている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権の評価と不納欠損分の資産価値の見積と表示 | 総務部 | 総務管理課 | 不納欠損が発生する見込みのあるものについて、これを明示しておらず、「財産に関する調書」においてもそのままの金額で記載されている。しかしながら、愛媛県会計規則130条において「財産」の報告及び記録がなされているのは、財産価値があるという認識を前提としているものと推定される。従って決算年度末現在において債権のうち将来の不納欠損が見込まれるものについては、関連する法律規則等において規定はないものの、例えば納欠損に関する何らかの調書を作成する等した上で一覧できるようにし、財産価値のないものが明示されるようにすべきである。 | 新しい公会計制度においては、貸付金及び未収金のうち、長期延滞債権及び回収不能見込額について、金額を明示することとしており、担当部局においてその分類及び欠損見込額の算定作業を進めている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(不動産) | 総務部 | 総務管理課 | 現在公用、公共用に利用されてない全ての土地・建物が一箇所に集中報告されて把握されてはいない。総務管理課に報告されるシステムにはなっているが、各部課の判断において、将来公用、公共用として利用する見込みがあると判断されたものは、現在、遊休であっても報告されていない。将来どのような計画があるにせよ、県全体として遊休土地の活用を検討する視点が必要であり、その意味で、現実に現時点で遊休である土地、建物は全てその財産を管理する部署に報告されるシステムが必要である。従って「遊休」の現在の定義「将来においても公用・公共用として利用する見込みがない土地」から、「将来の公用・公共用の利用見込みの有無に関係なく、全ての現在遊休である土地」として把握される必要がある | 県有財産の管理・処分体制の強化のため、「県有財産管理班」(全庁組織)を設置し、この管理班会議において、毎年度「遊休県有地処分計画」の追加及び見直し等について検討し、関係部局間の連携をとりながら、適切な管理及び処分を行っている。 また、各部局で所管している全ての県有地について現況調査を実施し、全ての遊休地の状況を把握している。 [調査内容] 県有地を分類 ・行政財産 ... 使用中、使用許可中、その他 ・普通財産 ... 使用中、貸付中、その他 今後の利用計画の有無等 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(不動産) | 総務部 | 総務管理課 | 処分対象土地・建物としてターゲットを決めて処分をしていくものには、県有財産管理・処分委員会において「将来の公用・公共用として管理保全するのが適当」と判断したものは除かれているが、結果として志津川県有地のように15,224.64㎡の土地が10年以上に渡って有効利用されずに残ってしまったという事態になっている例があった。遊休県有地については、毎年、その時点での将来の利用計画を見直し、検討し、長い期間遊休が続くものについては、その実現可能性を見直し、素早い対応をする必要がある。 | 「遊休県有地処分計画」の見直しの際、「将来の公用・公共用地として管理保全するのが適当である土地」についても、管理保全することの適否について、「県有財産管理班会議」で毎年具体的な検討及び見直しを行っている。 また、将来の利用計画について実現可能性が低いものについては、処分計画に追加するなど見直しを行っている。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|----------------------|-----|-----------|--|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(不動産) | 総務部 | 財政課 | <p>財政課の土地開発基金として保有している土地について、土地開発基金は愛媛県条例において予算執行に際しての土地等の先行取得をする場合に支出される場合のものであり、現在の基金残はこの条例の趣旨のものではなく、実際に当該用途に利用されてはいるが、それを取引した一般会計に予算がなく基金からの買い戻しがなされていないもの、もしくは未利用の土地部分となっているものである。</p> <p>県の財政が厳しいため、今直ぐに買い戻せない事情はあるが、将来的には本来の処理、当該管理部課へ基金より買い戻しする必要がある。</p> | <p>土地開発基金で所有している土地については、土地開発基金条例に基づき取得したものであり、条例等には買い戻しの規定は定められていないものの、用途が決定した施設等の土地については、その用途に見合った予算科目で管理されるのが望ましいと理解している。現在の厳しい財政状況の下では、買い戻しのための予算額を確保することは困難なことから、早急に一般会計からの買い戻し等を行うことはできないが、同基金の趣旨に沿った本来の処理を行うことについては、今後、財政状況等を勘案しながら検討していく。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(不動産) | 総務部 | 行政システム改革課 | <p>今回サンプリングして現地調査したり、ヒヤリングした資産は、当然各部課の行政として掲げる目的を遂行するために、これの運営をしているわけであるが、「稼働率」という括りかたをしてしまうと、低い率になってしまう施設が多かったということは事実である。</p> <p>さらに、個々の資産がその所属する部課のためのみ利用されるというのがほとんどのケースであり、部を超えていっしょにある建物を利用していこうというケースはサンプリングした範囲においてはなかった。</p> <p>今後、是非とも部課を超えて同じ施設を利用する方法、さらには市町村等や他県を交えて愛媛県の施設を利用したり、反対に市町村や他県の施設を積極的に利用することにより、利用率を高めていくという工夫が必要である。</p> | <p>平成20年度包括外部監査結果において、県と松山市が所管する類似財団法人の連携について指摘があり、現在、県と松山市の各担当者が、各施設の効率的、効果的な運営について協議を行っている。</p> <p>また、南予地方局では平成21年度から地方局再編に伴う庁舎空きスペースを利用して、広く県民に貸し出す制度を設ける等、行政財産の有効利用に努めているところ。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(県税滞納繰越金、県税に伴う徴収金) | 総務部 | 税務課 | <p>徴収強化の取り組みを進めているが、平成16年度において、いわゆる収納をできずに、不納欠損とした額は、法人解散を原因とするもの85百万円、執行停止後3年経過14百万円、時効成立232百万円の計331百万円であり、平成15年度は996百万円、平成14年度は168百万円(いずれも個人県民税を除く不納欠損)であった。即ち徴収強化策をとっても今後も不納欠損となる可能性のあるものが存在すると思われる。過去の不納欠損額等を基に、将来の不納欠損が見込まれるものについては財産価値のないものが明示されるようにすべきである。</p> | <p>不納欠損処理は、滞納者に滞納処分する財産がないなど一定の事由に該当する場合に、滞納処分の執行停止を行ったうえで、執行停止後3年経過や消滅時効の到来の場合等に不納欠損となる。</p> <p>このため、不納欠損を見込むには、滞納者個々の財産状況や滞納税額を考慮する必要があることから、過去の実績等を元に見込額を推定することは困難である。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(北持田所在県有地) | 総務部 | 総務管理課 | <p>この土地については、現地視察後、平成17年12月22日隣接土地所有者3名に売却となった。全般的事項において、遊休県有地の処分フローについてみた際、「処分が困難と思われる物件について、処分のための交渉、努力がなされているか」がポイントの一つとしたが、結果としてこの土地については、これが不十分であったと推察される。</p> | <p>遊休県有地の中には、境界、土地の形状、過去の経緯等から処分に支障となる問題を複数抱えている物件もあるが、関係者等と粘り強く協議しながら問題を一つ一つ解決し、引き合いの状況等も勘案しながら、計画的な処分業務の執行に努めている。</p> |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|-------------------------|-------|-------|--|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (元岩崎町公舎(3)) | 総務部 | 総務管理課 | 現地調査の結果、実際にもその一部は舗装された道路となっており、隣接家屋の進入路となっていることは間違いないが、それだけをもって、公表保留とまでする必要は無いと思われる。隣接家屋にとっては、既に事実上、進入路となっているのであり、買取り要請等の地元調整を続けても交渉が難航することは必至であり、解決するまで遊休地の処分を待っていたら適時適切に売却等することが、困難となってしまうであろう。実際、売払い処分対象県有地として公表されているものの中にも、接道条件により、建築物の建築が制限される物件も含まれているにも関わらず、本物件について例外とするのには、疑問を感じる。 | 当該地は、売払い処分対象県有地として公表した上で、平成18年度に一般競争入札により売却した。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (元岩崎町公舎(2)) | 総務部 | 総務管理課 | これは、とうてい売却不可能であって、現在未利用地としての遊休資産であるとして扱うべき物件ではない。むしろ、「県の保有する道路」として認識したほうがよいと思われる。「遊休県有地」の定義付けをもっと明確にし、現状に則して対応していく必要があるのではないかと感じる。 | 当該地は、平成18年度に松山市に譲渡し、現在は市道として適切に管理されている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (東温高等学校敷地) | 総務部 | 総務管理課 | 今後の利用方針としては、土地区画整理事業実施後に検討するということがあった。しかし、荒地のまま放置しておくよりも、駅の傍でもあり一時的な何らかの利用方法をもっと検討してみるのもよいのではないかとと思われる。 | 当該地は、東温市志津川地区土地区画整理事業の施行予定地区内にあり、今後、事業実施が予定されているが、県において将来の利用計画の見込みがないことから、都市計画決定等の手続き後、速やかに処分することとしている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (旧新居浜保健所敷地・建物) | 総務部 | 総務管理課 | 場所等の好条件からして、今まで処分、転用等がされていなかったのが不思議なほどの物件である。実際、今後の方針として、土地と建物を併せて売却する予定となっている。未利用となった平成7年以降売却処分等の決定までに時間がかかりすぎ、県有財産の適切な管理という点では、好機を逃してしまったのではないかと考えられる。 | 当該地は、売払いの諸条件を整え、平成18年度に一般競争入札により売却した。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 有価証券 | 企画情報部 | 広報広聴課 | 愛媛県が出資している放送会社6社については、設立後10年以上を経過し経営が軌道に乗っていること、県の財政事情、民間報道の独立性の趣旨、等を考えた場合、譲渡することも視野に入れた対応をすべきとききているものと思われる。 | 広告媒体の多様化・景気後退に伴う広告市場の低迷による営業収入の減少、デジタル化投資に伴う減価償却費の増加等により、マスメディアを取り巻く環境は厳しい状況にあり、県民生活に直結し、公共性の高い放送局の経営基盤の安定・強化が必要であるため、引き続き県の出資は必要であると考えます。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|------------|-------|------------|---|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 有価証券(T社株式) | 企画情報部 | 交通対策課 | <p>愛媛県の航空輸送需要の増大に合わせて空港ビルの増改築計画を契機に新会社が設立された際に、その効率的運用と空港の公共的機能の増大を図る目的をもって出資している。</p> <p>現在の持株比率は民間のX社に続く大株主である。民間会社においては通常、20%以上を保有をしている場合は、経営に対する影響力があるものと推定され、連結財務諸表における持分法の適用をするが、現在の愛媛県の係り方は持株に応じた影響力を行使しているわけでない。最近の航空交通の重要性に鑑み、株式の保有そのものは意味のあることであろうが、これを現在の保有率まで保有する必要はないものと思われる。</p> <p>資産保有の効用、効率的活用、愛媛県の財政事情を考えた場合、何%かを民間に譲渡することを検討する必要がある。</p> | <p>当法人においては、平成7年度から当期利益が黒字に転じているが、既に17年が経過したターミナルビルは維持修繕費等の増大が見込まれているとともに、航空会社の経営を取り巻く環境は厳しく、今後採算性重視の路線の再編が加速しており、当法人にとっても厳しい経営が予想される。さらに、空港ビルは、空の玄関として多くの人、モノ、情報が集まる場であり、公共性、公益性の高い施設であり、利用者の意見、関係行政機関等との安全対策等諸問題の調整など、県として果たす役割は大きいことから、引き続き県の関与(出資率)を維持する必要がある。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 有価証券(M社株式) | 企画情報部 | 交通対策課 | <p>協定書では各県が瀬戸大橋線の岡山、児島間の一部複線化、一部高速化事業によって受ける恩恵(新幹線接続の改善とダイヤ設定の柔軟性の向上、災害時等における復旧時間の短縮、四国各県と本州間の時間短縮、電化にあたっての基盤整備等)を一定の方法により試算して、国、各県の第3セクター会社への負担額を決定し、これを出資額、貸付額、補助金に配分している。平成15年度～平成20年度までで事業整備を行い、以後当該施設の貸付を事業とすることとなっているが、事業整備以後の損益の見通しが明確になっていないようである。仮にも有価証券の取得であり、同社の将来の損益計画をきちんと把握しておく必要がある。</p> | <p>瀬戸大橋線の複線化及び高速化事業は、平成20年度に完成し、平成21年1月以降、JR西日本に当該施設の貸付を行っている。現在、施設の管理、貸付及び貸付金の返済等が主要業務となっているが、瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社から将来の損益の見通しの説明を受けており、県としては今後も適切な指導・監督を行っていく予定である。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 有価証券(H社株式) | 企画情報部 | 情報政策課(統計課) | <p>現在のH社は、昭和42年に、電子計算機の共同利用を目的に、愛媛県内の地方自治体と財界20数社が設立賛同者となって、設立されたH社と、H社のせん孔部門を分離独立して昭和56年に設立されたY社が、昭和62年に合併したものである。</p> <p>愛媛県の出資額は4百万円である。配当が確保されており、資金運用の面からは意義ないとはいえないが、コンピューターの愛媛県における活用を愛媛県が出資者の一人となって引っ張っていくことの時代要請は薄らいでいる現状においては、民間への譲渡を考えてもいい時期である。</p> | <p>県内自治体や事業所の事務の合理化・効率化を図るために設立された法人であり、県内企業の情報化を促進するためにも、県をはじめ自治体が出資する必要がある。</p> <p>なお、県の出資額は全体の4.2%であり、松山市外4市町の出資額を合わせても全体9.9%であることから過大な出資ではない。</p> |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|--------------------|-------|-------|---|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 基金(愛媛県地域環境保全基金) | 県民環境部 | 環境政策課 | <p>当該基金はその運用益により地域環境保全事業資金を賄うことを目的としている。しかしながら、近年の低金利状況からそれは到底不可能な状態となっている。また最近の基金の運用状況をみると、「歳計現金繰替運用」が74%程度を占めている。「歳計現金繰替運用」とは、県の一般財源への貸付けを意味し、県の資金繰りを助けていると見ることが出来る。この状況から見るに、当該基金は既に事実上、県の資金繰りのために存在していると言えないだろうか。基金を存続させる理由として、基金条例を廃止する場合、国庫補助金相当額(2億円)の返還が必要との意見があるが、これはまさに基金の本当の存続意義を暗示するものといえる。今一度、当該基金の存続意義をそのコストと共に再検討する時期に来ているものと思われる。</p> | <p>当該基金は、平成元年度に基金造成のための国の補助金を受け、都道府県及び政令指定都市が設置したものであり、現在、東京都以外のすべての自治体が活用しているもの。</p> <p>現在は低金利のため、基金の目的である「地域の環境保全に関する知識の普及」や「地域の環境保全活動」等に要する費用全てを運用益で賄うことは不可能な状況であり、年々事業予算を圧縮、内容も縮小せざるを得ないところであるが、金利が好転すれば事業を拡充させることは可能である。</p> <p>また、本基金の存続のために特別なコストは要しないことから、これまでどおり、基金の運用益で地域環境保全関係事業を実施してまいりたい。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 重要物品(放送中継車、衛星車載局) | 県民環境部 | 危機管理課 | <p>導入以来、上述の長浜タンカー事故以外はデモ用、訓練用にしか使用していない。又活用するにしても行政の担当者が危険な災害現場にてセットしなければならず、この設備をこれだけのコストをかけて投入したことの有用性に疑問がある。</p> <p>導入後、9年が経過しようとしているわけであるが、今後、更新時期が来た場合その有用性を再検討される必要がある。その際、どうしても必要という結論がでた場合でも、例えば四国4県で1台等、もっと広域を意識し、投資対効果を考えられる必要がある。</p> | <p>衛星車載局は、導入以降、2件(2004年12月 長浜沖タンカー事故、2009年6月 上島町生名島山林火災)の災害に出動し、災害現場の被災映像やヘリテレの中継映像を災害対策本部へ迅速に伝達するなど有効に活用している外、市町等の通信施設被災時や現地災害対策本部設置時の通信確保、他県との広域連携等にも備え、毎年、総合防災訓練や四国4県連携による非常通信訓練等において運用操作の習熟や関係機関との通信連絡体制の連携強化に取り組んでいる。</p> <p>次期更新時には、災害現場の情報収集・伝達手段として利用可能な他の通信手段とも比較検討し、近隣県の導入状況等も踏まえ、その有用性を総合的に判断したうえで、更新を検討することとしたい。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(児童福祉施設入所措置費負担金) | 保健福祉部 | 障害福祉課 | <p>制度の性格上、未徴収額が発生することはある程度やむを得ない面がある。しかしながら、県民財産の管理責任は所管部課にあり、安易に不能欠損処理を待つことなく、積極的な回収努力が求められる。</p> | <p>各児童相談所において、入所措置児童の保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明する等して、適宜収入に努めている。</p> <p>滞納となったものについては、「児童福祉施設入所措置費負担金徴収マニュアル」(15年9月)に基づき、児童相談所内に滞納整理班を設け、個別滞納整理表の作成により、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、積極的、重点的な納入催告に努めている。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(心身扶養共済制度年金過払金) | 保健福祉部 | 障害福祉課 | <p>根本的な発生原因として県と市町村とのシステムのリンクがうまくなされず、年金受給者の死亡が、市町村からデータとして県に送られるような仕組みになっていないことが第一に挙げられるので、今後、対処していく必要があると思われる。</p> | <p>年金受給権者の死亡を、住民基本台帳ネットワークシステムを使って連絡することはできないので、年1回、年金受給権者に対し、台帳管理市町を通じて、現況届を出させ、生死確認を行っている。また、年金受給権者死亡時の届出の啓発を行い、より一層、申請漏れの減少に努める。</p> |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|--------------------|-------|--------|--|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(看護職員就学資金貸付金) | 保健福祉部 | 医療対策課 | 各種奨学資金制度の充実の影響で平成17年度の新規貸付は7名に留まった。また、この制度は今年度から県の単独事業となり、予算枠も減少している。これらの状況から、当該制度の存続について、その必要性とコストを再検討する時期に来ていると思われる。 | 平成19年度より新規貸与を廃止し、継続貸与も20年度で終了した。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(児童福祉施設入所措置費負担金) | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 制度の性格上、未徴収額が発生することはある程度やむを得ない面がある。しかしながら、県民財産の管理責任は所管部課にあり、安易に不納欠損処理を待つことなく、積極的な回収努力が求められる。 | 各児童相談所において、入所措置児童の保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明する等して、適宜収入に努めている。滞納となったものについては、「児童福祉施設入所措置費負担金徴収マニュアル」(15年9月)に基づき、児童相談所内に滞納整理班を設け、個別滞納整理表の作成により、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、積極的、重点的な納入催告に努めている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(児童扶養手当返納金債権) | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 当該債権の発生は、各受給者に密着した情報収集を行っていれば、多くの場合防げるものと考え。さらに積極的な債権回収に努められたい。 | 受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導等について、受付窓口となる町に対して周知徹底を図ってきたことにより、20年度は返還金の発生は無かった。今後とも発生の未然防止に努めるほか、未納となっているものについては、引き続き納入指導や督促等に努めたい。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(母子寡婦福祉資金貸付金) | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 効果的な債権回収のため、平成17年度から各地方局に対し償還協力に関する事務を依頼したところである。またそのうえで平成17年度においては、本庁債権についてこれまでの滞納者に対して、ボーナス時期に合わせて一斉に電話や文書により償還計画表の作成や債務承認書の提出を求めるなど、債権回収に向けた組織的な努力を開始した。さらに平成17年度からは、借受者とより近い機関において将来の償還指導を視野に入れた貸付審査を行うため、貸付決定権限を本庁から地方局に委譲しており、今後発生する債権についてはこれまで以上の償還率が期待できる。県の以上のような取り組みは一定の評価は出来るが、なにぶん開始したばかりであり、結果が出てから再評価の必要があると考える。 | 平成17年度以降、償還率向上を目指し、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人または保証人への電話、世帯訪問等を行うなど、償還指導に努めるとともに、母子自立支援員等の協力も得ながら、滞納者の生活状況の把握に努め、償還が困難と思われる者については、連帯借主や連帯保証人に償還者を変更するなど、債権回収に努めているところであるが、収納率は依然厳しい状況にあるため、引き続き、滞納者の生活状況の把握と生活状況に応じた適切な償還指導を行い、未収金の早期回収に努めたい。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(生活安定資金貸付金償還金) | 保健福祉部 | 保健福祉課 | 貸付金の回収可能性に関しては、現在、返済期限が到来している債権のうち、県として回収不能と判断している債権は、時効期日が到来した貸付金のうち借受人が死亡又は行方不明となっているもの、約23百万円と考えているが、現実的には、時効期日が到来した債権からは回収がほとんど困難と思われ、その場合約47百万円となる。このように回収不能金額が多額に発生してしまった原因は、低所得者に対する貸付であることを差し引いても、不納欠損を引当評価し、債権の管理を厳格に行うという考え方が根底にないため、時効到来まで有効な手段をとれなかったのではないかと考えられる。 | 未収入金の収入確保については、市町に対し、市町担当者が借受人や連帯保証人を訪問し、生活状態等の確認や償還督促等を行うよう要請しており、その取り組みの結果、17年度～20年度の収入済額は3,867,920円、不能欠損額は14,935,690円となっており、20年度末時点での未収入金は51,907,330円となっている。今後とも、借受人の生活状況に応じた適切な償還指導のほか、時効到来期限債権の不能欠損処理を進めるなどの対策を講じ、債権の整理に務めていくこととしている。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|-----------------------------|-------|-------|--|---|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (愛媛県総合社会福祉会館) | 保健福祉部 | 保健福祉課 | 愛媛県社会福祉協議会、財団法人愛媛県身体障害者団体連合会等がこの会館を使用しているが、一部喫茶コーナー等を除き使用料は免除となっている。これは、これらの組織の行う業務が「社会福祉事業」の用に供するためである。 もちろん、各組織の行う事業は社会福祉事業であり、これらの組織が社会に貢献しているのは十二分に承知しているところではあるが、このうち3組織は役員室を設けており、且つそれが通常業務の事務室の何分の一かを占める立派なものであることを鑑みると、例え、それを通常は客のもてなしにも利用するにしても、この条例の解釈の際に、これらの役員室全ての面積についても100%免除とするのは愛媛県民感情からすれば複雑なものがあると思われる。一度検討をお願いしたい。 | 役員室ということではあるが、通常、会議室や福祉関係の相談業務として利用していることから行政財産の使用料は免除し、従来どおりの対応としている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (愛媛県総合社会福祉会館) | 保健福祉部 | 保健福祉課 | この会館は、福祉関係の情報発信として充実したものであるとともに、その設備も土地9億円弱、建物18億円の設備投資である。指定管理者制度の導入によりさらにコスト削減をするといっても、委託先が同じであり、毎年5千万円以上の支出超過の減少を余り期待できない。 現在の状況は、利用率をアップさせようがさせまいが管理運営している協議会におけるメリットデメリットはない。もちろん現場でお聞きした話から利用率アップの努力をされているものと思われたが、県の姿勢として例えば各施設の利用率をアップに対するインセンティブをつける等のアイデア等、利用率のアップを図ることが重要である。 | 指定管理者制度導入に際して、施設利用料は指定管理者の収入として徴収することとし、利用率アップに対するインセンティブを設けている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (身体障害者福祉センター) | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 過去3年間の利用状況をみると大きく減少している。ボランティアの開拓、施設のより高い利用率達成の努力が望まれる。 | 定期的なスポーツ教室等の開催、積極的な広報活動等の結果、平成17年度以降年々利用者が増加している。 また、スポーツ大会、バザー、環境整備(除草、体育館のワックスがけ等)等において積極的にボランティアを活用している。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (障害者更正センター(道後友輪荘)) | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 場所、値段設定からして利用率が極端に低い。一般客も宿泊できるにもかかわらず、その存在すら余り知られていないと思われる。ある意味で商売気をもっと出すべきではないか。 | 一般のホテル旅館等のバリアフリー化や低価格化が進む一方、友輪荘は、ほとんどの客室にトイレがないなど構造上の問題もあって、宿泊利用客の減少傾向が続いているが、PR活動の強化等により宴会、外来入浴客、喫茶利用者等が増加しており、全体の利用者数は、平成17年度以降年々増加している。 今後も積極的なPR活動により障害者のもとより、一般の宿泊利用客の利用増にも取り組んでいく。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|--|----------------|------------------|--|---|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (愛媛県看護協会愛媛看護会館敷地、愛媛県看護協会介護研修センター敷地) | 保健福祉部 (総務部) | 医療対策課 (総務管理課) | <p>愛媛看護会館敷地の貸付料については、昭和52年10月から平成16年6月まで改訂がなされておらず、又看護研修センター敷地の貸付料についても平成10年9月から平成16年6月まで改定が行われていなかった。結果として、これらの敷地は同じ住所に存在しながら㎡当りの単価が異なるという矛盾が生じていた。過去の固定資産税相当額を算出してないからどの年度において上述の計算方法から不足があったのかは算定していないが、少なくとも改定した平成16年度においては、前者の愛媛看護会館敷地については、244,000円/年 882,000円/年と不足があったことになる(なお、反対に看護研修センター敷地については、2,328,000円/年 1,887,983円/年となっていた。)なお、監査後の平成17年10月1日の貸付契約の更新に際して、上記2物件の貸付契約を一本化し、地積更正、分筆登記を行い、面積1,998.01㎡、貸付料2,937,074円となっている。</p> <p>現在、総務管理課から毎年、交付金相当額の通知をしているが、今後は各部課がこの通知に合わせて、貸付料の検討結果を総務管理課にフィードバックするようにされてはどうか。</p> | <p>貸付料については、毎年度の交付金相当額との比較を行うほか、貸付料算定の基礎となる相続税評価額や期待利回りなどの変更時には、その都度、見直しや検討を行い、必要な場合には改定することとしたい。</p> <p>【現在の契約内容:年額2,937,074円、契約期間平成17年10月1日から平成37年9月30日】</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (健康増進センター) | 保健福祉部 | 健康増進課 | <p>土地・建物の有効利用を考えた場合、現在の業務は、保健福祉部の他の課も含めた建物の有効利用で可能であると思われる。従って、この建物の有効活用を考えるべきである。</p> | <p>県立中央病院の建替に伴い、平成20年度に建物は公営企業管理局に管理換えし、土地は公営企業管理局に貸付している。現在、公営企業管理局において、県立中央病院整備運営事業に係る施設整備業務のため、業者に転貸している。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (口腔保健センター敷地) | 保健福祉部 (総務部) | 健康増進課 (総務管理課) | <p>平成16年6月の貸付料の改定により、442,000円/年 1,186,273円/年となったが、決して小さい金額とはいえ、現在、総務管理課から毎年、交付金相当額の通知をしているが、今後は各部課がこの通知に合わせて、貸付料の検討結果を総務管理課にフィードバックするようにされてはどうか。</p> | <p>次回契約更新の際に総務管理課へのフィードバックを検討することとしたが、当該土地は平成20年度に社団法人愛媛県歯科医師会に売却した。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (愛媛県在宅介護研修センター) | 保健福祉部 | 長寿介護課 | <p>当研修センターの目的とする事業は、今日の高齢化社会において必要不可欠なものであって正当である。これらの事業について、45百万円の委託費を支出しておけば、あるいは現状施設を維持しておけば、県は十分、県民の社会権を保障することができるのかについて常に検討し、指定管理者と十分協議し現場の声を大切に、今後センターがさらに発展することを切望するところである。</p> | <p>住民参加による地域ケア体制の確立のため、介護ボランティアを養成する必要性はますます高まっており、当センターがその機能を発揮することには大変重要となってきているため、今年度からは、介護予防、認知症ケア、ターミナルケアを3本柱とした新たな研修体制を構築したところである。</p> <p>研修受講者のアンケート結果によると、これまでも高い評価を得ていたところであるが、更に要望に応じ、センター外での出前講座に対応するほか、研修の内容、時期、時間滞を工夫しているところである。</p> |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|-------------------------------|-------|--------|---|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(えひめこどもの城) | 保健福祉部 | 子育て支援課 | アンケート調査によると7割がリピーター、3割が毎月来園という結果がでているので、まずは未来園者が来園してもらうことに力を注ぎ、未来園者に対する周知・働きかけをしているとのことである。只7割がリピーターで3割が毎月来園という中で、前述のように入園者が毎年減少してきているという現実をみると、如何に今まで来園した人の割合が小さかったかを知ることになる。未来園者に対する一層の周知と働きかけを計画的、具体的に進めることが大切であると認識されているが、是非これを進めていただきたい。 | 18年度から導入している指定管理者制度の下において、指定管理者は、ホームページの充実やマスコットキャラクターの設定、テレビCM、学校や旅行者への営業活動の展開など、入園者の増加に向けた様々な取組みを積極的に実施している。その結果、18年度は前年度比10%以上の入園者の増加があったほか、その後も入園者は概ね増加傾向となっている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(えひめこどもの城) | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 「事務事業評価表」をみると、事業の進捗度について、「陶芸、木工、パソコンはじめとする体験事業は確実にできている。その他の事業については実施回数の増減はあるものの、これは対象のニーズや効果を踏まえた結果であり、必要な事業は実施できている。」として、「計画どおり進んでいる」と評価し、また、事業の成果についてみれば、「ボランティアについては16年は延協力人数が減少しているが、その他の事業についてはほぼ前年同様またはそれ以上の参加者がある。」ということ根拠に、「成果目標をある程度達成している」、との自己評価を付与されている、只、それにしても監査人としては「過度な投資」であると感じるのは、その投資額とランニングコストがあまりにも大きいからである。ということは、巨額の設備投資の基本構想段階でしっかりと経営判断、投資効果を求め、さらにその具体的効果の検証をできるようにすることが、今後の投資においては十分認識されるべきである。 | 指定管理者制度の下、管理運営に係る経費は委託料として指定管理者に支払っており、その額は年々削減が図られている。一方、施設・設備等は経年劣化が進行しているが、その修繕等は必要最低限のものとするなど、抑制に努めている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(えひめこどもの城) | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 今後、指定管理者制度移行後の状況を見ながら、施設の譲渡、改廃を含めた大きな判断を将来の視野の中に入れておくことも必要である。 | こどもの城は、県内唯一の大型児童館と児童遊園を併設する児童厚生施設である上に、県内児童館のセンター的機能を有しており、施設の譲渡等は、本県の児童健全育成機能の低下や子育て支援体制の脆弱化に繋がることから考えられない。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(中小企業高度化資金貸付金、織布業構造改善資金貸付金) | 経済労働部 | 経営支援課 | 回収見込みに疑義のある1、454、933千円のうち回収できないものについては「財産に関する調書」における資産残高が間違っていることとなる。不納欠損を見積、この分明示すべきである。 | 延滞案件については、担保物件の処分や保証人の追求等により、それぞれ回収の努力を講じており、現時点で回収不能額の算定は不可能。それぞれ回収不能が明らかになった案件から、随時不能欠損を見積もっていく。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|---|-------|-------|---|---|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(中小企業高度化資金貸付金、織布業構造改善資金貸付金) | 経済労働部 | 経営支援課 | 貸付制度とはいえ、当該制度の目的に対して40億円もの資本投下が必要不可欠であったのか、多額の資本の投下がいかなる効果を生んだのか、融資実行やその後の回収過程のあり方の妥当性、債権リスク・マネジメントの状況について検討することが必要と思慮する。 | 貸付を行うにあたっては、事業計画について専門的な立場からアドバイスや経営診断を行っており、貸付決定の判断は、その当時としては、それぞれ適切なもの。 また、貸付後も必要に応じて助言等経営に関するサポートを講じており、現在償還が滞っている案件については、経営環境の大幅な悪化によるやむをえない事情により発生したものである。 これらの案件については、独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携を図り、引き続き適正に債権回収を行っていく。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(中小企業高度化資金貸付金) | 経済労働部 | 産業創出課 | 当該資金の貸付先は、すべて財団法人えひめ産業振興財団である。回収可能性については、貸付先が財団法人えひめ産業振興財団であることから、100%の回収可能性を見込んでいる。しかし、仮に指定管理者制度の導入により財団への業務委託が終了すれば、実費弁償方式が採用されているとはいえ、財団が消滅する危機に直面するのであれば、事態は一変する可能性がある。このような事態に対するリスク・マネジメントを図る必要がある。 | 中小企業高度化資金貸付金の内容は、研究開発型投資支援事業等投資支援事業えひめ中小企業応援ファンドの2つであるが、の企業貸付分以外は、地方債等、元本割れを生じない債権で運用されており、かつ、当該債権には県が質権を設定していることから回収不能となる恐れはない。また、の企業貸付分についても、財団が加入している保険・損失補填基金の運用益によって財団自体に損失補填が生じる可能性は少ないため、回収不能となる恐れは非常に低い。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(中小企業設備近代化資金貸付金、中小企業機械類貸与資金貸付金、小規模企業者等設備資金貸付金、小規模企業者等設備貸与資金貸付金) | 経済労働部 | 経営支援課 | 中小企業者に対する貸付による経営支援は、現在は財団法人えひめ産業振興財団経由で行っており、貸付先評価、回収等の債権管理は同財団が行っており、県は同財団より償還を受けるが、一方、過去の県より中小企業者への直接貸付について不良債権化している。例えば全般的事項で述べた不納欠損相当額としては、少なくとも、倒産し回収困難な相手先に対するもの全額、分割回収中のものに対する額の1/2相当額の合計30,000,000円程度がある。 | 未収債権のうち、事業継続中の企業については、定期的に償還指導を行い、回収に努めているところである(H20年度300千円回収、H17年度以降回収額2,330千円)。倒産等により回収困難ものについては、債務者・連帯保証人及びその相続人の現況を定期的に調査するとともに、不納欠損等必要に応じて適切に対応する。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|-----------------------------------|-------|-------|---|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(テクノプラザ愛媛) | 経済労働部 | 産業創出課 | <p>初期投資の20億円プラスその後の支出の計34億円もの資本投下について、愛媛県の置かれた財政事情を考慮するとき、産業支援の必要性とその態様についての見直し、さらにその使用の公平性(より多くの県民が、当該施設を利用・活用し、愛媛県民の経済発展に貢献しているか)と財政運営上の相当性(過度の投資でなかったか)を満たすものであるのかの検討し、今後につなげることが必要となる。</p> <p>費用対効果を計ることが多難であることは十分理解できる。しかし、だからといって、効果を推計することが不必要というのではない、主たるビジネス・サポートを課題とするのであれば、テクノプラザ愛媛が関与したビジネスがどれほど有効であり、社会に貢献したのか、雇用拡大や税を通じて愛媛県民に還元されたのか、可能な限りの情報を整理しその効果を把握する必要がある。</p> | <p>事務事業評価において、インキュベート・ルーム及び共同研究室の入居率・入館者数から、施設が有効利用されているか確認を行っている。</p> <p>また、指定管理者制度導入後は、定期報告やモニタリングによって、効果的・効率的に管理運営されているか随時確認しているほか、県HPにおいても運営状況を検証した結果を毎年度公表している。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(産業情報センター) | 経済労働部 | 産業創出課 | <p>本件事案についてみると、およそ目的性、有効性・必要性、手続の適法性は認められる。しかしながら、上述のような収支の実績と初期投資とを考え合わせると投資とその効用のアンバランスが目についてしまう。費用対効果を計ることが多難であることは十分理解できる。しかし、だからといって、効果を推計することが不必要というのではない。「産業支援」を主たる課題とするのであれば、産業情報センターが関与するビジネスがどれほど有効であり、社会に貢献したのか、雇用拡大や税を通じて愛媛県民に還元されるのか、可能な限りの情報を整理分析し、その効果を求めるべきである。</p> | <p>事務事業評価において、インキュベート・ルーム及び共同研究室の入居率・入館者数から、施設が有効利用されているか確認を行っている。</p> <p>また、指定管理者制度導入後は、定期報告やモニタリングによって、効果的・効率的に管理運営されているか随時確認しているほか、県HPにおいても運営状況を検証した結果を毎年度公表している。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(愛媛国際貿易センター) | 経済労働部 | 産業政策課 | <p>巨額の設備投資と公益性との関係の検討、 投下資本額の妥当性の再検証、 指定管理者制度の適切な導入の準備、 長期修繕計画の樹立、 が必要であることを指摘しておきたい。</p> | <p>今後とも、公益性を念頭に置きながら、指定管理者制度のもと、効果的、効率的な管理運営に努め、施設の目的が十分達成できるよう、指定管理者と一体となって取り組んでいきたい。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(国際交流センター、愛媛県パスポートセンター、大野原荘) | 経済労働部 | 国際交流課 | <p>愛媛県民は、国際交流センターの置かれた現状を確認し、アイテム愛媛のような設備とは対照的な環境の国際交流センターや大野原荘をみるにつけ、国際交流センターについては県民文化会館周辺地域における文化交流施設整備構想が県の財政事情によって進展しないという事情があるにせよ、愛媛県において外国の人が接する機会が多い施設であるだけに、基本構想にこだわらず、小規模なものでいから、何らかの早期の建設も検討されるべきと考える。</p> | <p>国際交流センターの新規建設には多額の財政負担が伴うことから、平成20年12月に現プレハブ施設のリース契約を3年間更新し、当面、現施設の継続により対応しているところである。今後は、設立後20年を経過した(財)愛媛県国際交流協会の事業内容を見直し、必要な施設機能を判断するとともに、既存の県有施設の活用など、費用を最小限に抑える方向で検討を進める必要があると考えている。</p> |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|------------|-------|-----|--|---|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 有価証券(F社株式) | 農林水産部 | 農政課 | <p>愛媛県は、平成6年度から平成13年度まで、毎年890万円の出資を継続し、最終の平成14年度の880万円で、累計8千万円の出資金となっているが、出資開始当時は、オレンジ・果汁の自由化に際し、外国産に対抗し得る生食加工兼用品種の開発や機能性高付加価値ジュースの開発を目指す研究プロジェクトの推進を図る必要があり、各年度の試験研究に要する経費を支援することを目的とした国の出資事業を活用したことから、「有価証券の取得」というより、「補助金」的な性格のものとなっている。</p> <p>柑橘王国愛媛県の重要な研究開発プロジェクトであったこと、又補助金として毎年補填することが困難であったことも理解でき、さらに出資時においても適切に報告されているが、有価証券の取得は当該投下資本が投資額以上に回収されることを本来目的とするものである。農林水産省の外郭団体主導で愛媛県はその処理方法に合わせてきたとはいえ、その処理方法は、本来の目的と異なるものであったというべきである。</p> | <p>本研究所は、オレンジ・果汁の輸入自由化に対応し、本県柑橘農業及び果実加工産業の体質強化を図ることを目的として、外国産に対抗しうる生食加工兼用品種や機能性高付加価値ジュースの開発研究を行うため、試験研究に要する経費を支援する国の出資事業を活用したことから、補助金的な性格の出資となっている。</p> <p>事業の性格上、出資開始当初から、利益を求めるものではないが、研究所の研究成果をもとにした事業化を通して株主へ配当がなされるものであり、今後とも、配当の早期実現につながる経営改善を求めてまいりたい。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 有価証券(N社株式) | 農林水産部 | 畜産課 | <p>鶏卵需給調整会社である当社の必要性が薄れつつあることは事実である。一方、生産者の自主調整は始まったばかりであり、当社の役割の終了を判断するにはもう少しの時間が必要と考える。しかしながら、近い将来その役割が終了した場合は、会社の維持コストおよび財務状況を考慮し、速やかに解散及び清算するべきと考える。</p> | <p>N社では、鶏卵需給調整の役割が終了したと判断したことから、平成19年1月17日の臨時株主総会において解散を議決し、同年4月17日の臨時株主総会において精算結了となっている。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 有価証券(K社株式) | 農林水産部 | 漁政課 | <p>当社は平成18年度に解散・清算する方針がほぼ確定してということだが、仮に債権回収が無かったとした場合、資本金98,982千円に対し、純資産額は7,191千円(平成17年3月現在)であり、回収率は7.26%に留まる。ということは、愛媛県の損失は減資による損失27,300千円に加え、さらに2,500千円程度膨らむことになりかねない。所管部課には債権回収に努め、県民財産の損失を最小限に食い止める努力が望まれる。</p> | <p>当社は、最大出資株主(持株比率69.56%)である(独)農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センターの意向(今後とも会社の維持経費が高むうえ、収入の見込みが立たないため、早急に解散・清算すべき)により、平成18年8月31日の臨時総会で会社解散を決議。会社法に基づき、清算人を代表とした清算手続きを進める中、未収金の回収、特許の売却など株主への残余財産の分配が最大になるよう努めたが、出資に見合う回収額は得られなかった。清算財産目録等を含む決算報告書、株主への残余財産の分配案が確定。最終的な清算結了決算報告書が臨時総会で承認され、平成19年3月14日に清算結了登記。正味財産(6,323千円)は各株主の出資割合に基づき分配され、県(出資割合2.72%)では172,481円を受入れた。</p> <p>なお、当社での成果や技術は、県内出資企業に移転されており、県としては、今後、各企業において海藻を利用した研究・技術開発が進められ、産業技術の高度化が進むことが期待されることから、「民間の農林漁業など生物系の産業技術の高度化を図る」という所期の目的は、ある程度達成できたものと考えている。</p> |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|-------------------|-------|-------|--|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(林業改善資金貸付金、違約金) | 農林水産部 | 林業政策課 | 貸付の状況は、ここ数年の貸付状況は新規の貸出が平成14年度で67,170千円、平成15年度で149,975千円、平成16年度で150,935千円となっており、また償還金は平成14年度で145,846千円、平成15年度で130,993千円、平成16年度で133,039千円となっている。貸付金に関しては、現在のところ多額の不納欠損は生じていないが、今後とも貸倒れが発生しないように事務委託機関からの返済状況の報告等を定期的に受け、検討をしていかなければならない。 | 事務委託機関(愛媛県森林組合連合会、愛媛県木材協会)から毎月貸付金の管理状況について報告を受けている他、業況等について情報交換を行うなど連携して債権管理にあたっているところである。今後も適正な債権管理に努めてまいりたい。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(委託契約解除に伴うもの) | 農林水産部 | 漁港課 | 発生の経緯については、問題ない。最近開催されたC社の債権者集会(平成17年5月13日)でも配当金はなく、回収可能性は既に無いため、早急に不納欠損処理することが妥当である。 | 不納欠損処理を行うには、議会の議決が必要となることから、全庁における類似案件の状況を踏まえ検討していく。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(農業改良資金貸付金) | 農林水産部 | 農業経済課 | 本件貸付金制度の目的を達成するためには、常に県民である農業事業者の実態に目を向け、その実際の需要・要請に応じよう、機動的・弾力的に運用しうる体制の構築可能性を視野に入れ、準備すること、資金の有効活用方法の可能性を模索する必要がある。 | 農業改良資金貸付制度は、農業改良資金助成法等に基づいた国の制度であるため、県が独自で弾力的に運用することは非常に難しい。県としては、普及指導員による現場活動、各種説明会、ホームページ、パンフレットにより、農業者に資金の周知を図っているところである。国は農業改良資金助成法を改正し、22年度中に貸付事務を県から日本政策金融公庫に移管することとしている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(旧川内試験地) | 農林水産部 | 林業政策課 | 当該旧川内試験地の場合、公有地(町道、農道)や連絡通路が入り交じり権利関係が複雑な状況である。その中で権利関係の整理が出来た2件(旧場長公舎及び敷地、旧場長公舎近くの苗畑)のみ、遊休県有地としてホームページ上で公開している。他方、実質的に用途終了したにもかかわらず、権利関係の整理未了により、所管課で保有し続けているものが多い。整理作業に時間がかかることは推察できるが、古くは平成5年度に用途終了したものも含まれており、時間がかかり過ぎていると言わざるを得ない。目標時期を明らかにして、速やかに権利関係の整理作業を進めるべきである。 | 包括外部監査結果を受け、旧林業試験場川内試験地のうち、西側部分の場長公舎(78.01㎡)、苗畑及び山林(6,252.83㎡)については、平成18年度に復元測量及び境界確認を実施し、平成19年度に不動産鑑定及び売却処分を行ったところである。また、それ以外の部分については、地元住民の連絡通路の権利関係や国調筆界未定地の問題があったため、平成18年度に、旧川内試験地の売却や連絡通路の市道認定に係る東温市との協議、国調筆界未定地の権利関係明確化に向けた国土交通省との協議を行ったが、いずれも進展は見られなかった。県営林や県民の森としての利活用について現地調査を行い検討した結果、収入が見込める林分は小面積かつ分散しており、維持管理経費に見合う収益は得られないと認められることから、現状どおり売払い処分に努めたい。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|--------------------------|-------------------------|-------|-------|---|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (元水産試験場東予分場敷地) | 農林水産部 | 水産課 | <p>現地調査の結果、漁連に貸している部分は一部である。又貸しているといっても倉庫代わりに漁連の海用品を置いているのみであり、ずっと放置されていたことがわかる。</p> <p>将来の公用・公共用ということについての明確な計画であるわけではなく、遊休県有地として認識し、早期に処分方針を明確にすべきではないか。これに対して、平成18年度中に普通財産への振替処分をしていく方針とのこと。</p> | <p>平成19年度に水産課が土地家屋調査士協会に委託して、当該敷地の測量業務を実施するとともに、普通財産への振替処分を行なった。</p> <p>平成20年度からは売払い業務を進め、その結果、平成21年11月の一般入札において落札され、当該落札業者へ売払い処分となった。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の公営企業等の消費税及び地方消費税について | 県有林経営事業特別会計 | 農林水産部 | 森林整備課 | <p>愛媛県県有林経営事業特別会計(以下「県有林事業特別会計」という。)の一般会計繰入金78,013千円のうち、国庫補助金を除く62,873千円については、一般会計繰入金という名称ではあるが、実質は一般会計からの借入金であるとして、特定収入としていない。</p> <p>県有林事業特別会計の一般会計繰入金に関して、事業計画等の閲覧により、50年後までに全額の返済が予定されており、借入金であることを確認したが、その性質をよりよく表し、特定収入であるとの誤解を受けないように科目名を一般会計からの借入金とすることが望ましいと考えられる。</p> <p>返済期間が非常に長いことから、仮に途中で返済できないことが明らかになった場合にも、全額を一度に返済不要とするのではなく、返済は予定通り行いながら、年毎の返済資金を一般会計から繰り入れる等の処理を行うことで、特定収入となる金額の平準化を図り、消費税を一時に増加させない工夫が必要である。</p> <p>返済が完了するまでは、借入金であることを証する証憑(事業計画書、契約書、予算書、決裁書等)を備え付けておかなければならないことは病院事業会計における借入金と同様である。</p> | <p>一般会計との繰り入れ・繰り戻しのやりとりは、県有林経営事業特別会計を含めた普通会計の中での資金の移動であって、個々の独立した公営企業会計における他会計からの借入とは異なるため、貸借契約のような形態は取っていない。</p> <p>しかし、県営林経営改善計画作成時に繰入金繰り戻すことを明記し知事まで決裁を得ていることや毎年度の予算措置の際に繰入金を繰り戻す計画である資料を添付のうえ予算作成していることにより、借入金としての証憑を備えていると考えられ、特定収入であるとの誤解を受けるおそれはないため、科目名は今後も「一般会計繰入金」とすることとしたい。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 有価証券(S社株式) | 土木部 | 港湾海岸課 | <p>平成16年度においては、松山観光港の利用客は前年度から6万5千人減少し約125万人となった。しかし、結婚披露宴会場の事業は、継続して松山の人気スポットとして定着しており、また、駐車場事業においては、開業以来、利用増加傾向にあり、知名度もあがり幅広い利用がなされており、松山観光港全体の利用客が減少する中、ほぼ前年度並みに推移している。</p> <p>今後は、松山観光港全体の利用者数の減少による影響も考慮に入れながら経営を行っていく必要があり、出資者として適切な指導をしていく必要があるものと思われる。</p> | <p>外部委託している施設維持管理については、可能な限り入札を行うなど、コストの削減に努めているよう指導している。</p> |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|------------|-----|-------|--|---|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 有価証券(Q社株式) | 土木部 | 都市整備課 | Q社は平成17年度に減損会計を強制適用することになると予想されるが、この場合、業績好転がない限り、財政状態は厳しい数字となる可能性大である。子会社の借入金160百万円に対して債務保証あり。さらに評価損を計上する必要がある。繰延税金資産 50百万円について、回収可能性に疑義もある。 以上より、債権について資産価値のないものを何らかの形で明示すべきとしたが、ここにおいては株式の評価であり、債権とは異なるが、関連する法律規則等において規定はないものの、同様の考え方で有価証券の資産価値を判断し、評価減を明示される必要がある。 | 指摘のような減損会計の強制適用が必要となるような状況にはなっておらず、したがってこれを理由とした評価減は行っていない。なお、平成19年度に減資を行ったことにより、県の財産台帳上の株式の評価は減額している。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(違約金) | 土木部 | 河川課 | 土木部の工事にかかり、業者倒産により工事中断があり、前払金は、出来高との相殺、保証会社の保証履行により返済があるが、違約金および前払金の返還に関する利息が未収となっているもの。 地方公共団体の資産状況を明らかにする観点から不納欠損が見込まれるものについては、その資産価値のないことが明らかになるように何らかの形で明示すべきである。 | 全国的な地方公会計制度改革の中で、総務省方式改訂モデルに基づき対応を進めているところである。 なお、資産価値の算定にあたっては、個々の債権の状況に応じた回収不能見込額の計上に努めてまいりたい。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(違約金、利息) | 土木部 | 砂防課 | 土木部の工事にかかり、業者倒産により工事中断があり、前払金は、出来高との相殺、保証会社の保証履行により返済があるが、違約金および前払金の返還に関する利息が未収となっているもの。 地方公共団体の資産状況を明らかにする観点から不納欠損が見込まれるものについては、その資産価値のないことが明らかになるように何らかの形で明示すべきである。 | 全国的な地方公会計制度改革の中で、総務省方式改訂モデルに基づき対応を進めているところである。 なお、当該違約金及び利息の未収金については、平成20年度に時効の援用がなされ、債権の消滅手続きが完了しており、資産価値の明示は必要なくなっている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(違約金、利息) | 土木部 | 道路建設課 | 土木部の工事にかかり、業者倒産により工事中断があり、前払金は、出来高との相殺、保証会社の保証履行により返済があるが、違約金および前払金の返還に関する利息が未収となっているもの。 地方公共団体の資産状況を明らかにする観点から不納欠損が見込まれるものについては、その資産価値のないことが明らかになるように何らかの形で明示すべきである。 | 全国的な地方公会計制度改革の中で、総務省方式改訂モデルに基づき対応を進めているところである。 なお、資産価値の算定にあたっては、個々の債権の状況に応じた回収不能見込額の計上に努めてまいりたい。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|------------------------|-----|-------|---|---|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(違約金) | 土木部 | 道路維持課 | 土木部の工事にかかり、業者倒産により工事中断があり、前払金は、出来高との相殺、保証会社の保証履行により返済があるが、違約金および前払金の返還に関する利息が未収となっているもの。地方公共団体の資産状況を明らかにする観点から不納欠損が見込まれるものについては、その資産価値のないことが明らかになるように何らかの形で明示すべきである。 | 全国的な地方公会計制度改革の中で、総務省方式改訂モデルに基づき対応を進めているところである。 なお、資産価値の算定にあたっては、個々の債権の状況に応じた回収不能見込額の計上に努めてまいりたい。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(住宅貸付金、住宅貸付損害金) | 土木部 | 建築住宅課 | 平成17年5月末の残高のうち、10年以上前のもの(平成6年度以前のもの)が11、101、880円あり、さらに過去10年をみても行方不明、破産等により回収できないことが明らかになり欠損処理したものが毎年平均254万円強ある。民間企業のように財産の時価評価という観点から不納欠損の引当金の設定を検討するならば、不納欠損の過去3年の実績、並びに発生未収家賃の回収状況から例えば、10年以上前の90%以上である1千万円、平成7年度～平成16年度までの分の今後の貸倒の可能性として254万円×10=2540万円で計3540万円程度の不納欠損を見込み財産価値のないものが明示されるようにすべきである。なお、今後もさらに関係者の関係によるきめ細かな回収努力をされたい。 | 全国的な地方公会計制度改革の中で、総務省方式改訂モデルに基づき対応を進めているところである。 なお、平成20年度にはニッテレ債権回収株式会社により、退去者滞納家賃の収納業務を開始し、一定の成果を上げているが、これらを初めとして一層の回収率向上に努めたい。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(国近川水系国近廃川敷地) | 土木部 | 河川課 | 現状のまま当廃川敷地を放置すれば、不法投棄や犯罪の誘因となりうるし、景観上も見苦しい。処分希望地として積極的に公開し、処分の可能性を探る努力をするべきである。また松前町や民間G社に対して、買取りの打診を積極的にしていくべきである。 現地視察の後、G社に一部賃貸となった。只上述の危険な状況は変わっておらず、これについても早急に対処すべきである。 | 当廃川敷地は、都市計画上の工業用地に位置し、広大なG社工場敷地に挟まれた狭長な地形であることから、G社以外の処分先は想定され難く、これまでも売払いを前提に働きかけてきたところである。平成19年度、G社に対して新たに一部貸し付けを行った。 今後もG社の事業拡張などが考えられることから、引き続きG社に対して廃川残地の利用を働きかけていきたい。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(鹿峰団地、梅津寺団地、県営住宅) | 土木部 | 建築住宅課 | 鹿峰団地について、この住宅は「一世帯一住宅」をスローガンとして、量の供給が重要視された時代の建物である。現代社会においては、住宅に求められる機能は大きく変化しており、この住宅がそれを満たすものとは到底思えない。公営住宅の必要性を再検討し、建て替えあるいは取り壊しの判断をするべき時期に来ていると思われる。 梅津寺団地について、当該県営住宅の住環境は良好との印象を得た。建物は築年数なりに老朽化しているが、定期的な補修が行われているため、資産価値は保たれていると感じた。 | 鹿峰団地については、平成19年3月に策定した「愛媛県県営住宅ストック活用計画」に基づき、平成24～27年度の4年間で建替えする旨、既に計画策定済み。 なお、この計画は18～27年度の10ヶ年(長期)計画のため、具体的な建設年度等は、5年後(平成22年度)に再検討のうえ、計画見直しを予定している。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|------------------------|-----|-------|---|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (架橋用地) | 土木部 | 用地課 | いわゆる未利用地ではあるが、行政財産ということで総務管理には報告されていない。特別会計の行政財産は各部署で管理することとなっているとのことであるが、全般的事項で述べたように、現実に現時点で遊休である土地・建物は全てその財産を管理する部署に報告されるシステムが必要であるとの認識から、これについても「将来の公用・公共用の利用見込みの有無に関係なく、全ての現在遊休である土地」として総務管理に報告してそこで一括管理すべきではないかと思われる。 | 平成18年度から、遊休県有地は行政財産を含めすべて総務管理課に報告しており、同課では、平成21年度から、全庁組織としての「県有財産管理班」(班長:総務部管理局長、班員:各部署幹事課長等)を組織し、県有財産の処分体制を強化している。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (架橋用地) | 土木部 | 用地課 | この先行取得は、今治-尾道ルートを県民をあげて誘致するためのものであり、やむえなかつた事情がある。引き続き活用方法、処分の努力をされたい。 | 平成19年10月に、県有地1,056㎡を一般競争入札により売却処分した。平成21年4月からは、売却可能な県有地を県HPで公表し、購入希望者を募っている。 平成22年4月からは、地元市の協力により、県有地の一部(約24千㎡)を公園として活用している。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物 (南レク都市公園) | 土木部 | 都市整備課 | 目的に対する手段の妥当性に関する再検討、 指定管理者制度の適切な運用方法の整備、 環境問題と環境会計への取り組み、 設備投資・維持と公益性との関係に関して、有効性・必要性および財政運営上の相当性という観点からの見直し、 修繕計画の立案、 未利用土地の処分策の検討 自然再生の可能性の探究、 南予地域の社会権保障のための代替施策の有無の検討、 が緊急の課題であることを指摘しておきたい。 | については、「ホッと南レク活性化全体協議会」等で施設の地元への移譲や利用促進事業について協議しており、20年度には一部施設を宇和島市及び愛南町へ譲渡するなど実現可能なものから順次実施している。については、H18年度から指定管理者制度を導入、モニタリングを実施するなど随時検証し適正な運営がなされるよう努めている。については限られた財源の中で優先順位を付けて実施している。については、選択肢のひとつではあるが、現状では事業を廃止して自然へ戻すべきというまでの世論はないように思われ、更に地元の意見を尊重しつつ議論を重ねる必要がある。については南予振興の施策の中で包括的に検討されるべき内容であり、社会権保障の向上は各施策の総合的な結果として表れるものと考え。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 重要物品(とべ動物園・屋外用LED表示装置) | 土木部 | 都市整備課 | この機器の税務上の耐用年数10年であるとのことであるが、数年前は税務上の耐用年数10年にまだ達していない段階であり、税務上の耐用年数は税務目的の耐用年数であり、実態はこれよりずっと長く使える場合がほとんどである。 さらに動物園として保守料をかけてまで使用する意味がないと決断したことは、むしろ経済性を意識した判断であり評価できるが、年間保守料は当初からわかってはいたはずであり、又当初のねらい通りの効果がなかったと判断された結果と思われる。従って、この資産については、結果として愛媛県自身が支出していないとはいえ、投資額に見合った活用ができなかったといえる。 投資に際しては、常に投資の後のこと、又来園者と接している動物園現場を意識したもので、それらを数値化したところで検討が望まれる。 | 当該機器は不測の故障等により多額の費用が掛かる状況となったため、やむなく使用を取り止めたものである。 現在、動物園の整備については、とべ動物園あり方検討協議会の提言等を参考に、後年の維持管理まで含め、投資に見合う効果が得られるよう精査している。獣舎整備等への投資は入園者の増加に大きく寄与しており、今後も、限られた財源で効果的な投資に努めたい。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|--------------------------|--------------|---------|-------|---|---|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の公営企業等の消費税及び地方消費税について | 港湾施設整備事業特別会計 | 土木部 | 港湾海岸課 | 15年度の愛媛県土木部港湾海岸課港湾施設整備事業特別会計(以下、「港湾事業特別会計」という。)においては、使用料に含まれる野積場等の賃貸料を課税売上としていたが、これについては、消費税法上、土地の賃貸料としての性質を持ち、非課税売上ではないかと考えられる。 | <p>国税庁から「建物や駐車場など施設の利用に付随して土地が使用される場合、駐車場としての地面の整備又はフェンス、区画、建物の設置などをして駐車場として利用させる場合、野球場、プール又はテニスコートなどの施設の利用に伴って土地が使用される場合には、消費税の課税の対象となる。」との見解が示めされている。</p> <p>意見のあった野積場等は、港湾法において港湾施設とされていること、野積場等は地面の整備・区画等をして利用させていることなどから、施設の利用に付随して土地が使用される場合に該当し、課税売上として計上することは問題ないと考えている。</p> <p>なお、野積場等を土地として貸付ける(占有)の場合の占有料は、非課税売上としている。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の公営企業等の消費税及び地方消費税について | 病院事業会計 | 公営企業管理局 | 総務課 | <p>病院事業会計においては、一般会計からの繰入金の他に、一般会計からの借入金が多額にある。一般会計繰入金として一般会計に対して返済義務が生じないものは特定収入となり、それによって賄われる課税仕入れの税額は仕入税額から控除され、その分の消費税額が増加する。一方、一般会計借入金として返済義務があるものは、消費税法施行令第75項第1項の収入であり、特定収入に該当しないため、仕入税額の調整を行わなくてもよいことになり、結果として消費税額は増加しない。</p> <p>したがって、返済義務があるかないかの違いは消費税計算上、非常に重要である。</p> <p>一般会計借入金として返済義務があるものについては、返済が完了するまでは、借入金であることを証する証憑(事業計画書、契約書、予算書、決裁書等)を備え付けておかなければならないことに留意が必要である。</p> | 意見のとおり、証憑を保管し対応している。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の公営企業等の消費税及び地方消費税について | 工業用水道事業会計 | 公営企業管理局 | 総務課 | <p>一般会計からの繰入金の他に、一般会計からの借入金が多額にある。このため、特定収入が少なく、結果として、消費税額が少なくなっている。</p> <p>一般会計からの繰入金と一般会計からの借入金の区別は消費税法の適用上重要であるから、その区別の根拠となる事業計画等の資料を返済期間が満了するまで備え置くことが重要である。また、返済期間が長いことから、仮に途中で返済できないことが明らかになった場合にも、全額を一度に返済不要とするのではなく、返済は予定通り行いながら、年毎の返済資金を一般会計から繰り入れる等の処理を行うことで、特定収入となる金額の平準化を図り、消費税を一時に増加させない工夫が必要である。</p> <p>返済が完了するまでは、借入金であることを証する証憑(事業計画書、契約書、予算書、決裁書等)を備え付けておかなければならないことは病院事業会計及び県有林事業特別会計における借入金と同様である。</p> | 意見のとおり、証憑を保管し対応している。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|---------------------------|-------|-------|--|---|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 基金(県立学校火災等災害復旧基金) | 教育委員会 | 高校教育課 | 当該基金の使用目的を具体的に、そこから必要な基金額を算定してから、計画的な組み入れあるいは取り崩しをすることが必要である。過去の火災等災害時には国庫からの補助金や補正予算等により復旧がなされたため、基金の使用実績は無いとのことである。しかし、そうだとするならば当該基金の必要性に疑義が生じる。また敢えて当該基金を必要であるとしても、現在の残高181、213千円の多寡を判断するものが存在しない。 | 火災等の災害については、いつ起こるかわからない。万一発生した災害に緊急的に対応するため、現下の財政状況から判断すると必要不可欠な基金である。施設被害は様々な場合が想定され、一律の金額の算定は困難である。基金の金額の多寡を判断することはできない。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(施設使用料) | 教育委員会 | 生涯学習課 | 生涯学習センターは平成3年の開設以来、今日に至るまで未収施設使用料の発生は1件のみと優秀であり、使用料の回収業務は適正になされていると判断できる。しかしながら、利用後徴収による未収が発生するならば、早期回収のインセンティブをつけるため、利用規定に遅延損害金の規定を追加することが望ましい。 | 21年4月から当該施設は指定管理者制度を導入し、「愛媛県生涯学習センター管理条例」により施設使用料は利用料金制として指定管理者の収入とした上で、前納を原則としている。このため、遅延損害金の規定を設けなくても、納付がなければ、利用許可を取り消すことができることや他県の施設や県有施設でも規定を設けていないことから、当該施設に関しても規定を設けることは考えていない。なお、当該施設においては、14年度(1件:回収済)以降は未収施設使用料は発生していない。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(高等学校定時制通信制課程修学奨励資金貸付金) | 教育委員会 | 高校教育課 | 当該貸付金について現状では「財産に関する調書」による残高と実残高に大きな差異が生じている。差異が生じた原因は、卒業者に対する返還免除額が適正に把握できていなかったためである。あるべき残高への修正を依頼した。なお、これに応じて、高校教育課で平成16年度末残の修正をされた。又各高校からの報告に基づき、個人別増減残高表を作成された。今後、このような差違の再発を防止するため、各人別の増減残高を毎年きちんと把握された上で合計額と照合される必要がある。 | 平成16年度末残の修正を行った後は、再発防止に向け、個人別増減残高表を作成するなど、各人別の増減残高を毎年きちんと把握し、合計額との照合を行ってきている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(給料等の過払金) | 教育委員会 | 高校教育課 | 当該過払金発生の経緯を検討したところ(平成13年11月21日、当時養護学校教諭への懲戒免職処分がなされたが、当該処分の決定日が給料日であった。しかし決定時には既に本人口座に給料が振り込まれており、その結果過払金が発生)、合規制に反する事項は見受けられない。学校担当者による過払金回収の努力はなされているが、現在のところ回収の目処は全くない。引き続き元妻への定期的な接触を続け、回収に努めるべきである。 | 不明であった債務者の所在が判明し、平成21年2月20日で回収完了。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|---|-------|-----------------|---|--|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(地域改善対策高等学校等奨励費貸付金) | 教育委員会 | 人権教育課 | 当該債権発生の経緯を検討したところ、合规性に反する事項は見受けられない。 当該貸与制度は地域改善目的という極めて特殊な性格を帯びており、対応には慎重さが求められている。とはいえ、県の債権であることには違いはなく、少なからぬ債務者はまじめに返済している。対応は困難と思われるが県民間の公平性を確保するためにも、返還免除制度の周知を含め、引き続き慎重かつきめ細かな対応により早期の回収に努められたい。又、不納欠損の見積と明示を何らかの形でされる必要がある。 | 「愛媛県地域改善対策奨学金・通学用品等助成金返還のしおり」を平成18年4月に一部改定したほか、平成19年度には旧市町村の担当部署に対し説明会を実施した。この結果、現年度償還金を含めた債権収納額は増加傾向にあり、また、経済的に返還が困難な者等に対する免除制度が周知徹底されるなど、債権管理体制の基礎が整ったものと認められる。今後とも、過年度未収入金のより計画的な収納に努め、債権の腐食化を防止する一方で、不納欠損額の計上を市町の担当部署と連携しプライバシーの保護にも配慮しながら慎重に見極め、より正確なものとなるよう努めたい。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 債権(愛媛県奨学資金貸付金) | 教育委員会 | 教育総務課 教職員厚生室 | 平成7年度～平成10年度においては期限内返還率が約90%以上あったが、平成13年度以降は約85%に落ちている。このことが最終的な返還に影響を与えることも予想されるので、まずは期限内返還率アップに注意しながら返還指導をされたい。 | 督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」を平成20年度より1名増員して2名体制とし、滞納指導体制の充実を図るほか、係員が連携して未納者本人や連帯保証人等に対して訪問や電話による返還指導を行い、期限内返還率の上昇に努めている。旧育英会移管分の返還開始に伴い、返還者が増大したことなどから、20年度の期限内返還率は、84.3%となっているが、今後は、さらにきめ細かな返還指導を徹底し、期限内返還率の上昇に努めたい。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 土地・建物(愛媛県武道館) | 教育委員会 | 保健スポーツ課 | 愛媛県の誇る武道館の建設において、粗雑工事があったことを反省として、施工業者や施工監理者が例え大手であっても県として工事監理を徹底する必要がある。県は今まで 国の作成している工事監理指針、共通仕様書でその施工状況をチェックしていたが、現在「工事監督マニュアル」を作成し、これを試用しているとのことである。いずれにせよ、県独自で責任をもって監理し、且つ後からその監理の状況が判断できる資料を作成することが必要である。 | 「工事監督マニュアル」に基づき工事監理を適正に行っている。 |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 重要物品(松山商業高校:電子計算機、日本語ワープロ活用学習システム装置、LL設備) | 教育委員会 | 高校教育課 | 定価至上主義の見直し、および 環境と福祉のために廃棄予定品の再利用を検討すべき必要があることを指摘しておきたい。 | 一般競争入札を適切に執行し、同一年度に分割入札するようようなことがないよう研修会などの機会を捉えて周知している。平成4年度に購入したパソコンはウィンドウズ95以前のパソコンであり、OSが対応することができないため、再利用せず廃棄処分とした。 |

| 監査年度 | 区分 | 監査テーマ | 対象 | 担当 | | 監査結果 | 対応状況・方針等 |
|------|----|-----------------|-----------|-------|-------|--|---|
| | | | | 部・局 | 課・室 | | |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 重要物品(美術館) | 教育委員会 | 文化振興課 | <p>地下収蔵庫への出入りは、学芸員資格を保有した学芸員10名又は課長、係長2名の計13名のみが可能であり、他の者はこれら13名のうちの誰かの立会が必要である。このため、原則として、美術館職員以外の者が地下収蔵庫に出入りすることはないが、展示・撤去作業等を補佐するため学芸員の指導・監督のもと、美術品取り扱いの研修を受けた美術専門業者が出入りすることがある。</p> <p>只、これらについて文書等のマニュアルがあるわけではなく、又作品取り扱いにかかる誓約書、心得といったものを書いてもらい、美術品取り扱いの自覚を促しているわけではない。今まで盗難、紛失等の事故はなかったとはいえ、高額美術品の取り扱いであり、又、学芸員が交代する場合等のことも考慮して、セキュリティ対策として、管理・取り扱いマニュアルのようなものを策定して、管理すべきである。</p> | <p>セキュリティ対策の強化を図るため、出入り業者からは、作業上の留意事項に係る誓約書をとることとしたほか、管理マニュアルを作成することとした。</p> |
| H17 | 意見 | 愛媛県の財産の管理状況について | 重要物品(美術館) | 教育委員会 | 文化振興課 | <p>作品の定期的な「棚卸」は今まで実施したことがなく、常設展、企画展の作品の収蔵庫よりの授受の場合、作品の点検はすることで結果として作品チェックをしている程度とのことである。今後、美術館として定期的にジャンルを決めて循環して棚卸を行い、この際、美術館外部の者(愛媛県の定期監査等の一環としてもよい)がその棚卸に立会うということをするのが美術品のような高額品の管理状況のチェックとして有効と考える。</p> | <p>平成18年度に全作品の台帳と作品の照合(棚卸)を行った。収蔵庫からの作品の出入りの頻度を考慮し、今後は、4年に一度の棚卸を実施することとした。</p> <p>これはあくまでも館蔵品の所在の一斉点検であり、売却等を想定して資産価値を算出するものではないことから、外部の者の立会いまでは不要であると考え。</p> |